

新しい観光資源発掘事業 募集要領

1 趣旨・目的

WITH コロナ社会を迎え、観光に対する消費者の動向やスタイルが大きく変化しようとしています。そのような中、「新しい生活様式」に対応した安心・安全な京都観光を段階的に推進するため、「もうひとつの京都」エリアで府内の観光事業者等が工夫を凝らして取り組む、新たな観光コンテンツの発掘・磨き上げの企画を募集し、受託事業者を選定の上、京都府の委託事業として取組を推進します。

2 募集する取組

(1) 対象となる取組

- ア 府内観光資源の更なる磨き上げ・充実を図る取組
- イ 地域の資源を活用した新たな観光コンテンツの造成を図る取組

(2) 事業実施期間

令和2年8月中旬～令和3年3月17日（水）

なお、令和3年3月17日（水）までに完了しない事業（支払いを含む）や、応募前に完了している事業は対象とはなりません。

(3) 事業費及び対象経費

- ア 事業費：1件当たりの事業費の上限額 1,500万円（税込み）
- イ 対象経費：別紙1のとおり

(4) 事業対象エリア

「もうひとつの京都」エリアを対象に実施される事業であり、次のエリア毎に原則として以下の事業数を上限に選定する予定です。

ただし、応募状況や予算の状況によっては、エリア毎の上限に関わらず事業を採択する場合があります。（8（3）を参照ください。）

エリア	対象市町村	上限
北部	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	2
中部	亀岡市、南丹市、京丹波町	2
南部	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	3

3 募集のポイント

- (1) 事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

- (2) 京都府総合計画、京都府観光総合戦略に掲げられた取組等と整合した取組であること

※以下、京都府ホームページをご確認の上、該当箇所を事業実施計画書に反映願います。

【京都府総合計画】

<http://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/index.html>

【京都府観光総合戦略】

<https://www.pref.kyoto.jp/kanko/news/2018/saisyuuann.html>

- (3) 地域や府内への事業の波及効果が見込まれる取組であること
特定の事業者等に限らず、広く実施地域や京都府内に事業の波及効果が見込まれる取組であること
- (4) 協働性の高い取組であること
特定の事業者等の単独の取組ではなく、行政や地域団体等との連携や協力体制が確保されていること
- (5) 地域の特性やニーズを満たす取組であること
地域のニーズに基づき、地域課題の解決に有効な取組であること
- (6) 持続性の高い取組であること
WITH コロナ時代に対応する観光コンテンツとして、事業を一過性に終わらせず、令和3年度以降も自立的、継続的な展開を図ることのできる取組であること
- (7) 実現可能性の高い取組であること
実施方法が具体的で、実現性の高い取組であること
- (8) モデル性の高い取組であること
新たなアイデアやチャレンジにより、同様の課題を有する地域に対するモデル性を持つ取組であること
- (9) 事業費の内容が妥当であること
提案された事業内容に照らして、事業費の積算等が妥当であること

4 応募対象者

- (1) 府内に本社、支店等の事業所等を有する観光関連事業者又は団体
- (2) 上記(1)に掲げる事業者、団体が複数で連携して取り組む組織のほか、本事業の目的等を踏まえ、実施主体として知事が適当と認めたもの

5 応募条件

- (1) 規約等があり、事業者又は団体として総会等、意思決定のスキームがあること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がな

- されていない者でないこと
- (4) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと
 - (5) 企画提案募集に係る公告の日から契約締結の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
 - (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと
 - (8) 労働関係法令の違反により、労働行政機関から指導・勧告を受け、是正が図られていない者でないこと

6 応募手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
 - 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - 京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）
 - 電話 075-414-4528 FAX 075-414-4389
 - メールアドレス kikaku-chubu@pref.kyoto.lg.jp
- (2) 募集要領等
 - 募集要領、申請書等の様式は、京都府政策企画部企画参事ホームページからダウンロードしてください。
 - <http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/147/news/kankoshigen.html>
- (3) 募集期間、応募書類の提出場所及び提出方法
 - ア 募集期間
 - 令和2年7月10日（金）から令和2年7月31日（金）午後5時まで
 - ※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。
 - イ 提出場所
 - 上記（1）に同じ

なお、提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。

ウ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送

7 応募書類

(1) 提出書類

ア 新しい観光資源発掘事業応募申請書（様式第1）

イ 事業実施計画書（様式第2）

ウ 経費見積書（任意様式）

※別紙1「対象経費」の区分毎の積算の根拠が分かるように記載してください。

エ 京都府税の滞納がないことの証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

カ 応募者が法人の場合は、以下の書類を添付してください

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

キ 応募者が任意団体の場合は、以下の書類を添付してください。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、本事業における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

イ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

ウ 提出された応募書類は返却しません。

エ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負っていただきます。

8 評価方法

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

応募申請書について、評価基準に基づいて、有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価します。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、2（4）のエリア毎に、上記（2）の総合点が最

も高い者から契約の相手方の候補者として選定します。ただし、予算に不足がある場合は、エリア毎の上限まで候補者を選定しない場合があります。

イ 候補者が上限に満たないエリアが生じた場合や予算に余剰が生じた場合は、予算の範囲内で総合点が高い者から候補者として選定することがあります。

ウ 総合点の同じ者がいる場合は、「評価基準」中「公共性」の合計点が高い者を契約の相手方の候補者として選定します。

エ 上記アに関わらず、総合点が30点未満の場合、又は、評価項目のうち0点となる項目が1項目でもある場合は、委託対象として選定しません。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 事業費が1件当たりの事業費の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、応募者全員に選定又は非選定の結果を通知します。また、候補者の名称、事業内容、実施地域、総合点について京都府政策企画部企画参事ホームページにおいて公表します。

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結します。

(2) 契約額は、所要事業費に予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。

(3) 契約代金の支払いについては、委託事業完了後に受託者から業務完了報告書の提出を受け、精算払いにより支払います。ただし、委託先からの要請があった場合、その必要があると認めるときは、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払いをするものとします。

11 完了報告

受託者は、委託事業を完了したときは、業務完了報告書を京都府に提出するものとし、業務完了報告書には次の内容を含むものとします。

業務完了報告書は、特段の指示がない限り正本を1部、副本を1部作成してください。

(1) 事業概要

年度、業務名、事業期間、業務完了年月日、事業概要、実施結果、事業に要した経費内訳等

(2) 成果

ア 写真

イ 動画（必要に応じて）

ウ 参考図面

エ その他（業務を実施したことによる効果を、簡潔に文章で記載してください。）

12 その他

(1) 応募申請書については、1者につき1提案に限ります。

(2) 応募申請書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、府から指示があった場合を除きます。

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(4) 業務に係る全ての成果品の著作権等の所有権は委託者に帰属するものとします。

別紙1

【対象経費】

区分	項目	内容	備考
人件費		本事業に従事する者の人件費	事業者、団体の運営に係る経常分は対象外
賃金		本事業に伴い臨時的に従事する日々雇用者に対する賃金	
報償費		研修会、勉強会、調査活動等に外部から講師として専門家を招く際の謝金等	
旅費		本事業の実施に係る交通費や宿泊費	単価上限：公共交通機関利用の実費相当額
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具、図書、作業用具類等の購入経費（単価10万円未満のもの）	
	燃料費	自動車、暖房用具等の燃料費	
	材料費	事業実施のために必要な資材等（単価3万円未満のものかつ汎用性のないもの）	
	印刷製本費	チラシ、報告集等の作成経費	
	光熱水費		
役務費	通信運搬費	郵便料金等	
	広告料、原稿料	新聞、雑誌、ラジオ等による活動の宣伝、啓発活動に要する経費	
	手数料	振込手数料	
	保険料	イベント保険料、運送保険料等	
委託料		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用	
使用料及び賃借料		レンタカー、作業機械・機材借り上げ料、会場使用料、道路通行料金等	
工事請負費		本事業の実施のために業者に請負施工するための経費（施設整備、設備整備など）	
原材料費		本事業の実施のために自主施工するための資材等購入経費	
その他、知事が必要と認める場合			

※以下の経費は対象外とします。

- ・申請事業者・団体の運営に係る経常的経費（電話代、光熱水費、ガソリン代等、経常的な経費との区分ができない経費を含む）
- ・個人給付的な経費（抽選会の景品や参加賞等）
- ・食糧費（外部講師用や会議等参加者のお茶・水類は除く）
- ・用地取得費、補償費
- ・備品購入費（単価10万円以上のもの）

新しい観光資源発掘事業 評価基準

評価項目		評価内容	配点	
事業者・団体の状況	事業実施体制	事業実施に必要な人員体制（連絡体制、安全実施体制等）が確保されているか。	5点	
	公共性	府計画との整合性	京都府総合計画又は京都府観光総合戦略に掲げられた取組等と整合した内容か。	5点
		事業の波及効果	特定の事業者等に限らず、広く地域や府内に事業の波及効果が見込まれる内容か。	5点
		協働性	特定の事業者等の単独の取組ではなく、行政や地域団体等との連携や協力体制が確保されているか。	5点
	必要性	地域特性を踏まえ、地域のニーズに基づいた内容か。	5点	
	有効性	地域課題の解決に有効な内容か。	5点	
	持続性	令和3年度以降も継続的に取り組める内容か。また、費用が検討されているか。	5点	
	実現可能性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5点	
	モデル性	新しいアイデアや先進的な取組が含まれるか。府内の他事業者や他地域への参考となる内容か。	5点	
	事業費	事業費が妥当か。また、積算、対象経費が妥当か。	5点	
合計			50点	

【配点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
標準	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点
基準を満たしていない	0点